

船舶事故調査報告書

平成26年7月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年2月6日 08時00分ごろ以降の本船が広島県江田島市美能港北方沖のかき筏 ^{いかだ} に係留された時刻～18時30分ごろの間）
発生場所	江田島市大奈佐美島 ^{おおなさび} 北方沖 美能港内港防波堤灯台から真方位358° 2,700m付近 （概位 北緯34° 17.0′ 東経132° 22.9′）
事故調査の経過	平成26年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{せいほう} 正宝丸、4.46トン HS3-22373（漁船登録番号）、個人所有 9.88m（Lr）×2.68m×0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和56年5月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成21年7月31日 （平成26年9月7日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、美能港北方沖のかき筏の様子を見るため、平成26年2月6日08時00分ごろ江田島市美能漁港を出港した。 船長の家族は、ふだん、17時30分ごろまでに帰宅する船長が時間どおりに帰ってこないのを、不審に思い、船長の家族が、かき筏を見に行ったところ、18時30分ごろ、美能港内港防波堤灯台から358°（真方位、以下同じ。）2,700m付近において、かき筏（以下「本件かき筏」という。）に係留されていた無人の本船を発見し、所属する漁業協同組合及び海上保安部に連絡して船長の捜索を要請した。

	<p>漁業協同組合及び海上保安部は、僚船及び巡視艇により、捜索を行い、僚船が、19時15分ごろ、本船係留場所付近において、うつ伏せ状態で浮いていた船長を発見した。</p> <p>船長は、巡視艇及び救急車により、広島県広島市内の病院に搬送され、死亡が確認された。また、本船は、僚船の船長が操船して美能漁港に戻った。</p> <p>船長の死因は、溺水であり、死亡推定時刻は、15時ごろと検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好、気温 約4℃</p> <p>海象：波高 約0.5～0.8m</p>
その他の事項	<p>本船は、発見時、機関がクラッチ中立及びアイドル状態であった。</p> <p>船長の健康状態は、良好であった。</p> <p>船長は、発見時、ジャンパー、ズボン及び救命胴衣を着用し、ゴム製長靴を履いていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、2月6日08時00分ごろ美能漁港を出港した後、船長の家族が、18時30分ごろ美能港内港防波堤灯台から358° 2,700m付近の本にかき筏に係留されていた無人の本船を発見し、その後、本船係留場所付近の海上で船長を発見したので、08時00分ごろ以降の本船が本にかき筏に係留された時刻から18時30分ごろの間において、本にかき筏に係留中の本船から船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が美能港北方沖の本にかき筏に係留中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天時にかき筏の様子を見に行く場合は、2人以上で作業を行い、特に足下に注意すること。